

議案第54号

権利の放棄（過年度分報酬過払返納金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 権利放棄の内容

過年度分報酬過払返納金に係る未返還額の請求権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

過年度分報酬過払返納金 28,387円

3 相手方

債務者 鳥取市 個人

相続人 鳥取市 個人

4 理由

債務者が死亡、相続人の裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。